

## 資産運用立国の取組について

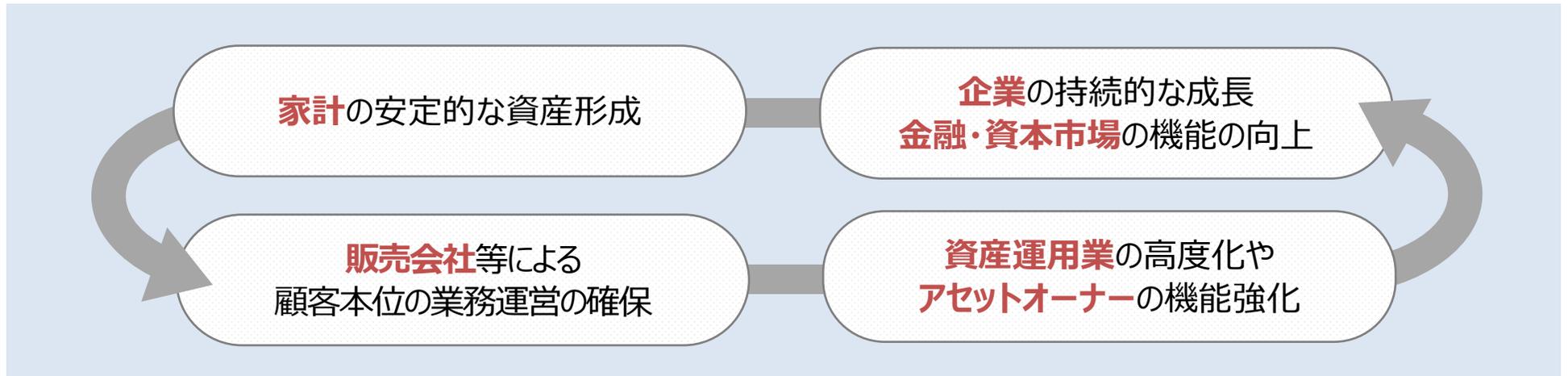
---

内閣官房・金融庁

2025年3月26日

# 資産運用立国のコンセプト

- 「**成長と分配の好循環**」を実現し、我が国経済の成長と国民の資産所得の増加につなげていく。
  - 家計が、安定的な資産形成に向け、より多くの資金を貯蓄から投資に向ける。
  - 企業が、その資金を成長投資に回し、企業価値を向上させる。
  - その恩恵が資産所得という形で家計に還元され、更なる投資や消費に繋がる。
- このため、**家計**、金融商品の**販売会社**、**企業**、**資産運用会社**、**アセットオーナー**など、インベストメントチェーンを構成する各主体をターゲットとした取組を進めていく。



第1弾 2022年11月：資産所得倍増プラン

第2弾 2023年 4月：コーポレートガバナンス改革の実質化に向けたアクション・プログラム

第3弾 2023年12月：資産運用立国実現プラン（上記2つも内包）

# 資産運用立国に向けた主な取組の進捗

家計の安定的な  
資産形成の支援

## 新NISA

24/1開始

○ 24/12末で、口座数：**2,560万口座**、総買付額：**53兆円**

- 1年間で、+436万口座（+21%）、+17.4兆円（+49%）
- 23年同期比で、買付額は3倍以上の増加ペース
- 18歳以上の国民の4人に1人が口座を保有する状況

※ 日証協の集計（大手証券10社）によれば、25/2末時点で、総買付額は政府目標である56兆円を突破。

## 政府目標

27年末に  
・ 3,400万口座  
・ 56兆円

## iDeCo

(個人年金)

次期年金制度  
改正法案等での  
措置を検討

○ **拠出限度額の引き上げを予定**

- 厚生年金被保険者（企業年金なし）：月2.3万円 → 月6.2万円
- 同（企業年金あり）：月2.0万円 → 月6.2万円（企業年金と合算した上限）
- 国民年金第1号被保険者：月6.8万円 → 月7.5万円（国民年金基金と合算した上限）

○ 加入可能年齢の上限引き上げを予定（65歳未満→70歳未満）

## 金融経済 教育

○ 24/4に**金融経済教育推進機構（J-FLEC）**を設立。

○ 学校・企業への講師派遣（目標：年1万回、75万人参加）や、電話・オンラインでの個別相談、学校教育へのアドバイス提供、全国各地での教育イベントを展開。

コーポレート  
ガバナンス改革

○ 自律的な改革の実践に向け、以下を予定。

● **スチュワードシップ・コードを見直し**（実質株主の透明性向上等）（25/3パブコメ開始）

● **政策保有株式の開示事項を追加**（25年3月期より適用開始予定）

（5年以内に純投資目的に変更した株式の銘柄、株式数、保有目的の変更理由や変更後の保有・売却方針など）

○ 東証の「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」要請（23/3）に係る取組もフォロー。

※ PBR等の改善計画を開示したプライム上場企業 23/12：49% → 25/2：91%

<p>資産運用業の高度化</p> <p>(既存の事業者の運用力向上と新規参入・競争の促進)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 金融庁の要請に基づき、昨年順次、大手金融グループにおいて運用力向上・ガバナンス改善等を図るためのプランを公表。そのフォローを行うとともに、現在、金融機関の<b>資産運用ビジネス</b>の高度化に向けた<b>横断的なモニタリング</b>を実施中（6月目途に結果を公表）</li> <li>○ 24/6に「<b>金融・資産運用特区</b>実現パッケージ」を公表（北海道・札幌市、東京都、大阪府・市、福岡県・市を対象地域に決定）し、パッケージに基づき、規制改革等を順次実施。 今後、4自治体と連携し<b>プロモーション施策</b>を実施予定。</li> <li>○ <b>新興運用業者の促進</b>に向けた規制緩和（法令遵守事務・計理業務の外部委託による要件緩和） （24/5に法改正、25/5までに施行）</li> <li>○ 日本に新規参入する海外事業者の事前相談や、登録手続、登録後の監督を切れ目なく英語で対応する「<b>拠点開設サポートオフィス</b>」を21/1に日本橋兜町に開設。25/1末時点で45件の登録を完了。</li> <li>○ 金融業の柱の1つとして資産運用業の発展を継続して推進するため、<b>金融庁に「資産運用課」を設置予定</b>（令和7年度中）</li> </ul>
<p>アセットオーナーの機能向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 24/8に「<b>アセットオーナー・プリンシプル</b>」（アセットオーナーに係る共通の原則）を策定。 関係省庁が連携して周知を行っているところ。  ※アセットオーナーの例：公的年金、共済組合、企業年金、保険会社、大学ファンド、学校法人 等 ※25/2末時点で、120の機関が受入表明（公的年金等:14、企業年金:54、保険:32、学校法人等:19、その他：1）</li> <li>○ <b>企業年金</b>の運用状況等の情報の<b>他社と比較できる「見える化」</b>を実施予定（厚労省が情報を集約・公表） （次期年金制度改正法案等での措置を検討。その後、システム開発に着手）</li> </ul>



これまでの施策の進捗・効果を評価するとともに、更なる施策を検討すべく、今般、内閣官房・新しい資本主義実現会議の下に、「**資産運用立国推進分科会**」を設置。